

ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3期) 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画 第3期計画 (変更)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>令和5年月 香川県</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画 第3期計画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>令和4年4月 香川県</b></p>
<p><b>9. 管理目標を達成するための方策</b>            施策の3本柱を「個体群管理」、「被害対策」、「生息環境管理」とし、各地域の被害実態に合わせて、3つの施策を効果的に組み合わせて実行する。</p> <p><b>(1) 個体群管理</b></p> <p><b>① 狩猟</b></p> <p>ア 小豆島においては、地域個体群の保全と安全確保のため、引き続き町の行う有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理を実施するものとし、捕獲禁止措置を継続する。</p> <p>イ 本土部においては、狩猟期間中の捕獲を促進するため、次のとおり規制緩和を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狩猟期間の延長（環境大臣が定める狩猟期間である11月15日から2月15日までを、11月15日から3月<b>31</b>日まで（令和4年度までは「3月15日まで」）とする）</li> <li>・ 禁止猟法の一部解除（輪の直径が12cmを超える足くくりわなの制限解除）</li> <li>・ 休猟区における特例制度の活用</li> </ul>	<p><b>9. 管理目標を達成するための方策</b>            施策の3本柱を「個体群管理」、「被害対策」、「生息環境管理」とし、各地域の被害実態に合わせて、3つの施策を効果的に組み合わせて実行する。</p> <p><b>(1) 個体群管理</b></p> <p><b>① 狩猟</b></p> <p>ア 小豆島においては、地域個体群の保全と安全確保のため、引き続き町の行う有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理を実施するものとし、捕獲禁止措置を継続する。</p> <p>イ 本土部においては、狩猟期間中の捕獲を促進するため、次のとおり規制緩和を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狩猟期間の延長（環境大臣が定める狩猟期間である11月15日から2月15日までを、11月15日から3月15日までとする）</li> <li>・ 禁止猟法の一部解除（輪の直径が12cmを超える足くくりわなの制限解除）</li> <li>・ 休猟区における特例制度の活用</li> </ul>